# 総会運営の注意事項

### 定足数

これらの要件は、総会の議決が有 効になされるための前提条件にな を満たしてはじめて成立します。 うえで、出席した組合員が定足数 総会は適法な招集手続きを経た

それにしたがって定足数に達して 事項についても総組合員の2分の いるかどうかの確認が必要です。 1以上の出席を定めていますので、 ていますが、その他の議決事項に 分の1以上の出席が法に規定され する事項については総組合員の2 例」にならって、その他の議決 し いてはとくに定めがありません。 総会の定足数は、特別議決を要 かし通常、組合では「定款参

### 7 合員 は、

あって、総会以外において行使す についても、議決権行使が認めら ることはできません。 出 れていますので注意してください。 この議決権は、 席してその決議に加わる権利で また、利害関係を有する組合員

この場合、 ばなりません。 を行使する者も、 ともでき、これらによって議決権 れられることになっていますが、 または代理人をもって行使するこ 総会の議決権については、 次の点に留意しなけれ 出席者の数に入 書面

代理人は、 に通知のあった事項に限ること② 利 め 総会の招集通知によって組合員 の行使ができるのは、 ①書面または代理人によって権 組合員の親族もしくは あらかじ

という定足数が法に定められてい たる議決権を有する組合員の出席 ても、議決権の総数の過半数にあ

その他の議決事項につい 全員一致を要する事項に 協業組合については、

特

# 議決権および選挙権

合会には例外あり)。 成模の大小等に関係なく、 います(協業組合、 選挙権は平等に1個与えられ 出資口数の多寡、 商工組合連 議決 事

こと。

人と異なって、無制限に代理人に

組合はその性格から他の営利法

を組合に提出しなければならない ④代理人は、代理権を証する書面

組合員が総会に

れています。

送付することが慣例上多く行なわ ることなく、白紙委任状を組合に ては、特定の者を代理人に依頼す のは当然ですが、代理議決につい よる議決を認めることはできない

受任者、

関して全般の責任を持つ理事長に 使するようにしてください る者の氏名を記入して代理権を行 ては、自己に有利な代理人を選定 で、組合員は、委任状には委任す のうえ記入することもありますの めて委任状としての効力を発する する者の氏名)が補完されてはじ のであり、総会までに白紙の箇所 対して代理人の選定を一任したも ものです。したがって役員等によっ 白紙委任状は、組合員が総会に すなわち代理権を行使

#### 議長

使用人または他の組合員でなけ

たは組合員である法人の代表者の 任が必要です。議長は総会にお すが、そのためにはまず議長の選 がって議事を進めることになりま 中から選任します。 総会が成立すれば次第にし 原則として出席した組合員ま た 11

理することはできない(4人まで) ③代理人は5人以上の組合員を代 も代理人に含まれると解される 員の「代表権を有しない取締役 ばならないこと(法人である組合

解されています。 選挙権は剥奪されていないものと 選挙権の有無については、 与えられています。また、 するところによるものとされてお せん。しかし、普通議決事項につ を行使することも、 議長は自分の代理人をして議決権 決に加わることができず、 決権と選挙権を区別しているので、 いて可否同数の場合は、議長の決 合員の代理人となることもできま 議長は、 とくに議長に可否の決定権 組合員として総会の議 また、 法は議 さらに 他の組 が

権はなく、否決となります。 長を含む出席者の議決権数で決 なお、協業組合においては、 可否同数の場合は議長に決定

# 議決の方法

議決の方法には、 普通議決と特

別議決があります。

普通議決とは、総会の議事につする議決方法をいい、特別議決とは、組合員の半数以上が出席し、は、組合員の半数以上が出席し、により決するところの議決方法をいいます。

ありません。
また選挙については、組合員1また選挙については、組合員1まの無記名投票を原則としまするか等は適宜定めても差し支えばすが、これ以外の事項、たとえばすが、これ以外の事項、たとえばするか等は適宜定めても、組合員1

普通議決は、特別議決を要する が賛成すれば指名推選の方法によっ が賛成すれば指名推選の方法によっ で選挙を行なうことができます(差 で選挙を存なうことができます(差 の選挙権を定めた協業組合、

をさらに厳格にすることは差し支 をさらに厳格にすることは差し支 をさらに厳格にすることは差し支 をさらに厳格にすることは差しえ をさらに厳格にすることは差しえ

事業計画の設定または変更③経費変更または廃止②収支予算および次のとおりです。①規約の設定、事業協同組合の普通議決事項は

 $\mathcal{O}$ 度①1組合員のためにする組合員 に関する債務保証の残高の最高限 にする金融機関に対する債務保証 引を含む)または1組合員 組合員に対する貸付け 選任⑧借入金残高の最 (6) 約 加入金垣剰余金の配当頃その他定 最高限度②役員の報酬③過怠金④ の残高の最高限度⑩組合員の事業 款で定める事項 事業に関する債務保証の残高 賦課および徴収の方法④団体協 決算関係書類の承認⑦清算人の の承認⑤役員の改選請求の同意 高限度 (手形の割 いのため 9 1 0

等については、 できないことはいうまでもありま 議決方法の要件を緩和することは 別議決事項について、定款でその H の解散および合併、 法のうえでは、 めに用いられる議決方法であって、 とくにその議決の慎重を期するた 影響する重要な議決事項について、 せんが、より厳格にすることは差 し支えありません。 ればならないとしています。 特別議決は、 定款の変更、 特別議決によらな 組合組織の基本に 組合員の除名 組合 特

信用組合の事業の全部の譲渡③組次のとおりです。①定款の変更②事業協同組合の特別議決事項は

の選任。 の選任。

の合併については、組合員全員のの合併については、

こで述べるまでもありません。さらに、以上の議決事項のほかざらに、以上の議決事項のほか

## 緊急議案

してある場合は、あらかじめ通知を採用することができる」旨規定ができますが、定款で「緊急議案ができますが、定款で「緊急議案と、原則として総会

決権を行使するものは除かれます。に参加できる者は本人出席者に限に参加できる者は本人出席者に限緊急議案の提案者およびその議決いることができます。この場合、決することができます。この場合、

# 議決の取消・無効・不存在

ら無効であったとみなされます。 消されると、 因になり、 ついて特別な利害関係を有する組 若しくは定款に違反し、または著 招集の手続きや議決の方法が法令 ていなければ成立しませんが、 た場合には、 容が定款に違反した場合③議決に 合員が議決権を行使したことによ しく不公正である場合②議決の内 総会は、 著しく不当な議決が行なわれ 判決の結果、 一定の法的要件を備え その議決ははじめ 議決取消しの訴の 議決が 1 取 原 か

致を必要とします。

議決不存在の訴が提起されることそのものが存在しない場合には、場合に提起されます。また、議決内容そのものが、法令に違反する内容をののがの訴は、議決の具体的

M043·306·3285◎詳細は設立相談室

になります。